

## 宮城県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正について

## 1 修正の経緯

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕については、第122回協議会（H24.8.28）で御報告しておりましたが、その後、原子力規制委員会設置法が施行され、原子力災害対策指針が決定されたことから、これまで計画の修正を行ってきました。

## （国の動き）

- 防災基本計画修正（H24.9.6）
- 原子力規制委員会設置法施行（H24.9.19）、原子力規制委員会設立
- 原子力災害対策指針策定（地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正根拠）  
（H24.10.31 原子力規制委員会決定、H24.12.3 同告示）



## （県の動き）

- 宮城県防災会議原子力防災部会（H24.11.20）で修正案を審議
- 宮城県防災会議原子力防災部会（H25.1.9）で修正案を審議
- 宮城県防災会議幹事会議（H25.1.18）で修正案を審議
- 宮城県防災会議（H25.2.1）で修正計画を承認

## 2 主な修正事項

国際基準及び福島第一原子力発電所事故の教訓に基づき、原子力規制委員会において新たな考え方が導入され、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕においても反映を行っています。

## 原子力災害対策重点区域の導入

【従来計画】 防災対策重点地域（EPZ、原子力発電所から8～10km）

【修正計画】 予防的防護措置を準備する区域（PAZ、原子力発電所から5km）

（放射性物質放出前の防護措置を準備する区域）

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ、原子力発電所から30km）

（放射線による確率的影響の発生を低減するための防護措置を準備する区域）

## 防護措置を講ずるための判断基準

【従来計画】 予測的手法に基づく防護措置

【修正計画】 緊急時活動レベル（EAL）

（初期対応段階における予防的防護措置を迅速に開始するため、原子力施設の状態等で設定）

運用上の介入レベル（OIL）

（確率的影響の発生を低減するため、環境試料中の放射性物質濃度等の計測可能な値で設定）

## 3 今後の対応について

原子力規制委員会では、引き続き原子力災害対策指針の見直し等を行っていくこととしているため、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕についても引き続き修正を行っていく予定です。

# モニタリングステーション設置予定場所

■：増設するモニタリングステーション

